

令和6年度 教育事業重点目標及び実施計画

I. 学生の状況(令和6度) 学生数 合計119名(男子13名、既卒13名)

- 1年次：入学40名、復学1名 計41名でスタート(男子4名、既卒2名)
2年次：進級36名、 計36名でスタート(男子3名、既卒6名)
3年次：進級41名、原級留置1名 計42名でスタート(男子6名、既卒5名)

II. 教育方針及び組織体制

教育方針

本校は時代の要請に応えると共に、より質の高い看護の提供と看護を必要とする人々との間に真の援助関係と保健医療福祉チームの一員として協働関係を作り出すことができる実践力のある看護師の育成を目指している。本校が地域の保健医療福祉の向上に寄与できる存在となるよう、実習施設でもある関連施設との協力体制の下、温かな環境の中で学生の人間的成長と看護実践力を育む方針である。

本校は、「看護実践者を育成する」という使命のもと、知識、技術、態度のバランスの取れた人材を育成することが求められている。それは本校の教育標語である「優しい手」「温かい心」「科学の目」を育むことである。看護実践者に必要な力として「感じる力」「考える力」「伝える力」「振り返る力」の4つが必要であり、実践者としてその4つの力を統合されることで看護援助が提供されるのである。この4つの力を基盤に学生が主体的に学ぶ力を育み、卒業後も人間として自己成長し続けていける人材を育てたい。

以上から本校が育てたい学生像は「人間関係を通して豊かな感性を磨き、知識に基づいた看護実践力を身に付け、人間として成長し続けられる主体的な看護学生」である。

令和5年度卒業生30名のうち、関連3病院への就職率90%、助産学科神学者1名、第113回看護師国家試験の合格率100%(全国平均87.8%)であった。今年度入学生は、40名の確保ができた。1年次は、男子学生3名、社会人経験者を含む既卒者2名であり、今までより社会人経験者が少ない傾向である。本校の使命は、看護師の育成と志太榛原地域への排出だが、少子化や大学化が進む中での人材の確保は困難感を増しているため、意思ある人材の確保に向けて改革が必要となっている。

令和6年度は、すべての学年が新カリキュラムとなる。今年度は新カリキュラムとなる3年次の臨地実習の時間数が少なくなる中で、目標到達するための指導力も必要である。また、これまで取り組んできた主体性を育むための教育力の向上(アクティブラーニング・ICT・IPE・シミュレーション学習等)にさらに力を注ぎ、教育課程の運営にあたっては教員間での協調、コミュニケーションを十分に取り整合性を確認しながら進めていきたい。教員全員で作成した新カリキュラムをディプロマポリシーへの到達を目指し、生の学修状況から評価しながら取り組んでいきたい。

組織体制

今年度の組織は、教務課の中心的役割担当が変更し、新体制となった。また看護教員の異動は2名あり、其々の臨床経験を教育実践に活かされることが期待される。

今年度も学生間の交流や地域への関りなどを大切にしていきたい。様々な体験の機会を作り、学生自身が「感じ・考え・伝え(行動)・振り返る」ことを積み重ね、自問自答しながら学修できるよう指導、支援にあたりたい。今年度も、志太榛原地域の次世代を支える看護職の育成を目指し一丸となって組織的に運営を進めていきたい。

III. 教育事業重点目標と実施計画

1. 「学校経営」 ※1～8の「 」の項目は、本校の組織運営自己点検・自己評価項目の大項目である。

組織運営自己点検・自己評価に基づき、PDCAサイクルを循環させ、さらに組織運営の改善を図る。

- (1) 学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会の意見を取り上げ組織運営の改善を図る。
- (2) 全職員の学校運営の意識を高めるよう自己点検・自己評価委員会を中心に教職員に働きかけ、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会に参加し職業実践専門課程認定校の学校経営の一員である自覚を高める。
- (3) 実習施設や他部門、講師との報告・連絡・相談を密にし、効果的な会議を開催し学校経営の充実を図る。
- (4) ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーの到達評価を定期的の実施し、学修者の意見や実態を踏まえた改善を目指す。

2. 「教育課程・教育活動」

1) ディプロマポリシー（卒業認定の方針＝卒業までに身に付ける力）に基づき、教育活動の改善・充実に取り組む。

- (1) 「地域・在宅」「ICT」「IPE」「臨床判断」等の教育実践を評価しながら、改善に取り組む。
- (2) ディプロマポリシーの達成に向けて科目間の繋がりが解るよう効果的に講義要綱やカリキュラムマップを活用する。

2) 学生の看護実践力強化のための教育方法をさらに改善する。

- (1) 看護に必要な情報収集力やアセスメント力、臨床判断能力を高めるようシミュレーション教育を行う。
- (2) 学生の協同学習では、相互に刺激し合い学びを深め合える指導の機会を増やす。
- (3) 学生の疑問や課題を解決する意識を刺激するよう、教員のコーチング力を高める。
- (4) 臨地実習で学生が目標を意識しながら実習できるようにルーブリックを活用する。

3. 「入学・卒業・就職・進学」

1) 看護師になる意志ある入学生を定員確保する。

- (1) 進路説明会や学校説明会では、アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）を基に、看護師のやりがいと、中部看護専門学校での学びの特徴を解りやすく説明し、アピールする。
- (2) 高校訪問数においては、本校の魅力、アドミッションポリシーを伝え、看護師への希望を持つ学生を推薦していただけるようお願いする。
- (3) 業者の進路ガイダンス、看護協会の進路説明会、学校訪問、病院等から依頼の学校説明会などに積極的に参加し、本校のPRを継続する。
- (4) オープンキャンパスと学校説明会を効果的に開催できるよう工夫し、本校の強みを伝え関心をもってもらえるようPRをする。
- (5) 社会人に対して、教育訓練給付制度（厚労省）の認定校であることや、一般入学試験において配慮することなどを伝え、受験への意欲を高めるよう個別相談に応じる。
- (6) 高等教育の修学支援制度の対象校であることをPRし、入学生確保に繋げる。
- (7) 職業実践専門課程（文科省）の認定を継続し魅力を維持する。

2) 関連地域の病院への就職率を維持する。

- (1) 年次ごとの病院就職説明会を開催する。
- (2) 関連地域の病院の修学資金や募集状況の情報を得て、学生に提供する。
- (3) 就職・進学に対する個別相談の体制を整える。

4. 「学生生活への支援」

1) 1年次からの学習支援体制を強化し、学習が習慣化できるよう工夫する。

- (1) 学習習慣が定着するよう、学生個々が計画的に学習に取り組めるよう支援する。
- (2) 基礎看護技術が修得できるよう、技術試験を行う。
- (3) 国家試験対策担当が中心となって、学生間で学習の仕方を共有し刺激し合える機会を作る。
- (4) 学校生活での困難感をご家族と共に支援する。

2) 看護の倫理綱領を意識し、倫理的態度・社会人基礎力を育成する。

- (1) 学校は共に生活し学び合う場であることを意識し、学年の各委員が責任を持って活動できるよう指導する。
- (2) 学業に支障をきたさないように、自己の心身の健康に関心を持ち管理していく力を高める。
- (3) 感染症に対する予防対策（感染予防行動、抗体価検査、ワクチン接種等）の目的を説明し、責任ある行動がとれるよう指導する。
- (4) 学修者として、必要なルールやマナーを守れるよう支援する。

5. 「管理運営・財政」

1) 新カリキュラムに対応し、教育設備・備品を管理し活用する。

- (1) 適性に予算執行できるよう計画的に取り組む。
- (2) 設備備品を有効に活用する。

2) 学校管理運営に必要なガイドライン（指針）を作成する。

- (1) 個人情報保護に関するガイドライン及び、文書保存等のガイドライン作成を検討する。

6. 「施設設備」

1) 災害時の危機管理体制を整備する。

- (1) まち comi メール登録を徹底し、迅速・確実に情報伝達ができるようにする。
- (2) 発災時に命を守る行動がとれるよう安全な帰宅のためのポートフォリオや非常食などを準備する。
- (3) 発災後の安全な学校再開のため、発災時の教職員の行動マニュアルを作成する。

2) 老朽化に伴う、学校施設の点検整備を計画的に実施する。

- (1) アセットマネジメントに基づき、計画的な点検・修理を実施する。
- (2) 老朽化による不具合や危険箇所の点検を行い、必要時危険対策を厳重に行う。

7. 「教職員の育成」

教職員の資質の向上を図る。

- (1) 日本看護学校協議会やその他の研修に計画的に参加し、研修での学びを全体で共有する。
- (2) 教員一人ひとりがカリキュラムポリシーを尊重した教育活動を行い、自己評価し改善を図る。
- (3) 授業改善委員、ICT 充実委員を中心に、教員の授業力UPに取り組む。

8. 「広報・地域活動」

1) 学校の魅力を伝えていくために広報活動を継続していく。

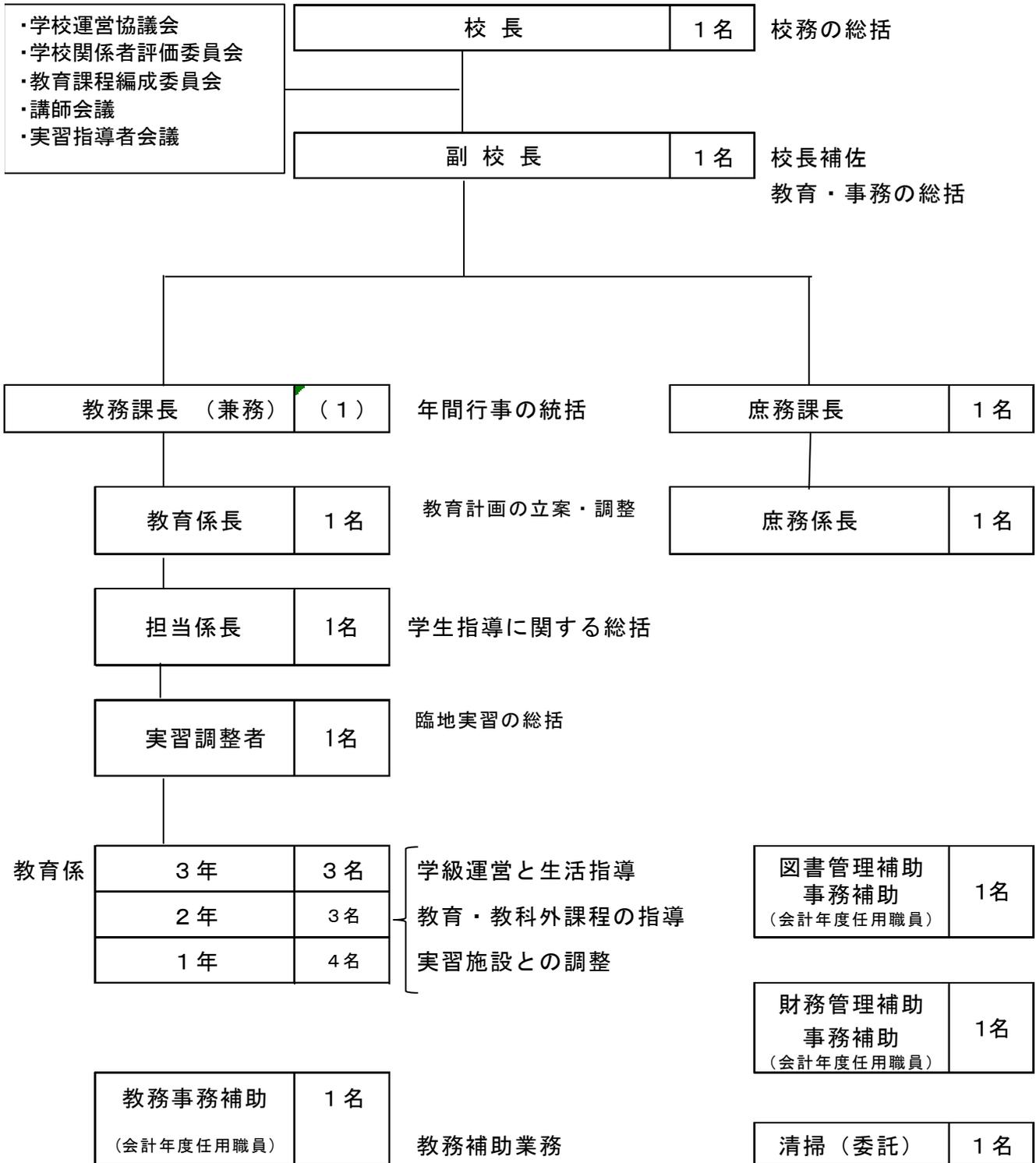
- (1) 桂花祭やホームページ等、本校の学生の様子を発信できる機会を有効に活用する。
- (2) 受験生や学生、ご家族に学校生活や学生たち自身の様子が伝わるよう、学校ホームページを検討する。

2) 看護教育活動を通し、地域社会への貢献を行う。

- (1) 地域からの要請のある出前講座やボランティア活動などに参加する。
- (2) 各専門領域の学習の機会を活用し、地域活動への参加を促す。

2024年4月 副校長 吉田五百枝

静岡県中部看護専門学校 組織図 (令和6年度)



(1) は兼務者の人数

【各種会議の目的】

1. 学校運営協議会

会議目的： 学校運営に関する事項について審議し、学校の将来構想および教育活動の改善と向上を図るため、学校運営協議会を実施する。（自己点検・自己評価機関）

会議方法： 年に2回程度会議を開催し、審議内容は必要時組合管理者会議へ報告する。

構成員： 実習3病院の院長・看護部長・事務部長、学識経験者若干名、校長、副校長、庶務課長、教育係長、実習調整者、組合事務局長(オブザーバー)（委員長:校長）

2. 運営会議

会議目的： 本校の運営および教育の充実を図るため、諸事項について企画・審議し決定する。

会議方法： 運営会議は毎月1回の定例会のほか、必要に応じて開催する。

定例会は、第2または第3または第4水曜日の午後3時30分から応接室にて行う。

会議の進行は、副校長兼教務課長が行う。

構成員： 校長・副校長・庶務課長・係長・教務課教育係長・実習調整者ほか校長が必要と認めた職員（責任者は副校長）

3. 自己点検・自己評価委員会

会議目的： 教育活動や学校運営状況について評価を行うことにより、学校運営の改善点を明らかにし学校運営、教育活動について常に改善をはかり、教育水準の向上のため組織的に継続的な取り組みをする。

運営方法： 年3回の委員会に向けて開催する。

教職員への自己点検・自己評価の取り組み依頼と実施した自己点検・自己評価の結果を取りまとめる。

構成員： 教職員の委員により構成する。庶務課長、教育係長、実習調整者、他。（責任者は副校長）

4. 学校関係者評価委員会

会議目的： 自己点検・自己評価の結果について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取するとともに同窓生の意見を把握し、学校運営や教育活動を改善し質の向上をはかる。

会議方法： 年3回開催する。

構成員： 静岡県看護協会1名、日本看護学校協議会等1名、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、榛原総合病院各1名、同窓生1名

事務局:副校長、庶務課長、教育係長、実習調整者（責任者は副校長）

5. 教育課程編成委員会

会議目的： 実習病院や職能団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術を反映するため、看護分野に関する専門的な知見を聴取するとともに大学教育の現状や意見を参考としカリキュラムの改善等の教育課程の編成を行う。

会議方法： 年2回の会議を開催。

構成員： 静岡県看護協会1名、日本看護学校協議会等1名、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、榛原総合病院各1名、静岡県立大学看護学部准教授1名

事務局:副校長、庶務課長、教育係長、実習調整者（責任者は教育係長）

6. 講師会議

会議目的： 本校の非常勤講師に本校の教育方針の理解を得るとともに、教授活動について審議することで教育内容の改善をはかる。（自己点検・自己評価の一環）

会議方法： 会議への出席講師だけでなく、全員の講師より意見を聴取。本校の教育方針を提示し、講師からの協力を依頼。また講師との意見交換を行う。

司会進行は教育係長が行い、実施後書面にて報告する。

構成員： 非常勤講師、学内教員、庶務課長より構成する。（責任者は教育係長）

7. 実習指導者会議

会議目的： 実習指導者に本校の教育方針の理解を図るとともに、実習指導に関する課題を審議し、今後の実習指導の改善を図る。

会議方法：全体会で学校側よりの教育方針を提示し意見交換を行う。その後、各領域に分かれて分科会を実施し、具体的な課題を審議する。

年度当初の会議と地域・在宅看護実習Ⅰ・Ⅱの会議を開催する。

全体の司会進行責任は実習調整者が行い、実施後書面にて報告する。

その他、主要実習施設である3病院に出向き、実習指導者連絡会議を夏季休暇中に実施。

構成員：各実習施設指導者並びに学内教員より構成する。（責任者は実習調整者）

8. 入試委員会

会議目的：本校入学生の選抜および入学試験に関する事項について審議し、決定する。

会議方法：推薦入学試験、一般入学試験の前後一回ずつ、年4回開催する。

構成員：校長・副校長・庶務課長・教育係長・庶務係長および校長が必要と認めた職員で構成する。（責任者は副校長）

9. 卒業認定会議、単位認定会議

会議目的：3年次生の卒業、1～2年次生の単位の認定について審議する。

会議方法：各学年の主担当から、成績結果および出欠席等の報告を受け審議する。

司会進行はカリキュラム担当者が行い、実施後書面にて報告する。

構成員：各学年主担当並びに運営会議の構成員より構成する。（責任者は教育係長）

10. 職員会議

会議目的：運営会議で議決されたことの具体的な運営方法や教務に関する事項について審議する。

会議方法：職員会議は、毎月1回定期的に開催する。月初めに行う。

会議は、教員会議の前に研究室にて行う。

構成員：全職員により構成する。（責任者は庶務課長）

11. 教員会議

会議目的：教務に関することで主に教育内容に係わる事項について審議する。

会議方法：教員会議は、毎月2回程度不定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

会議の司会・書記は、教員が輪番制で行う。

構成員：教員により構成する。（責任者は教育係長）

12. 学生指導検討会

会議目的：主に学生指導方法について検討する会議であり、多様な背景を持つ学生に対して個別的な指導方法を検討し一貫した継続的な指導ができるよう審議する。

会議方法：学生指導検討会は、毎月2回程度教員会議終了後実施。各実習の中間と終了直後を目途に行う。

構成員：教員により構成する。（責任者は教育係長）

13. 教育課程検討会

会議目的：教育課程に関する事項について、教育評価及びカリキュラム開発をする。

会議方法：年次テーマの下、月1～2回開催し年度末には冊子にまとめる。

会議の司会・書記は、教員が輪番制で行う。

構成員：教職員により構成する。（責任者は教育係長、報告書は担当者）